

本山町介護予防事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

町民の誰もが高齢者になっても地域で元気に暮らし続けることができるために、町民による相互の連絡と協議により、高齢者の生きがいと社会参加の促進、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図ることにより、要介護状態等への進行を防止することを目的に、専門知識を有する事業所及び団体に業務を委託する事業者選考を公募型プロポーザル方式にて行う。

2. 業務概要

- (1) 業務名：令和6年度本山町介護予防事業委託業務
- (2) 委託期間：令和6年8月1日（木）から令和7年3月31日（月）まで
- (3) 委託上限額：2,624,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 事業内容

事業内容		受託者担当業務	町担当業務
事業内容①	<p>●地域ミニデイの継続と活性化支援</p> <p>目的：ミニデイ取組内容の恒常化防止と、ミニデイに継続して参加することの意識付け。</p> <p>対象：町内に居住する65歳以上の高齢者</p> <p>内容：地域ミニデイ開催時に参加し、取組みの改善点を確認し、世話役に提案する。また、未開催地区への働きかけを行う。</p> <p>時期：通年（16地区×3回）</p>	<p>世話役に現取組み内容の改善点を提案（参加者の身体データを基礎とした個人へのアドバイスを含む）し、その結果どのような内容になったかを町に報告する。</p>	<p>受託者からの報告をもとに、事業内容を充実させるために、受託者等と協議を行う。</p>
事業内容②	<p>●フレイル予防に関する広報</p> <p>目的：広報誌に町民に広くフレイル予防を周知していくために広報記事を掲載。</p> <p>対象：町民全般（主に高齢者）</p> <p>内容：フレイル予防について広報・啓発する。ミニデイ活動の様子や交流会などについてもPRし、ミニデイ活動参加者増につなげる。</p> <p>時期：8月以降 ※2ヶ月に1回</p>	<p>フレイル予防について、ミニデイ活動の様子や交流会などの広報記事の作成。</p>	<p>町広報へ掲載。</p>

事業内容③	<p>●地域づくり交流総会</p> <p>目的：各地区や団体との情報交換と各地域における取組の格差を解消するため、各地区の現状把握と課題を抽出する。</p> <p>対象：ミニデイ推進員、地域ミニデイ、食生活改善推進員、健康づくり婦人会、区長会、民生委員、本山町社会福祉協議会等</p> <p>内容：講演会、研修会(ワークショップ等)の開催</p> <p>時期：10月、3月(年2回)</p>	<p>講演会や研修会の企画・調整、コーディネート、会場運営、会議司会進行、広報活動(チラシ制作・企画、郵送業務、電話対応など)、当日配布資料・アンケートおよび必要書類の作成。</p> <p>※実施内容を町に随時報告すること。</p>	<p>受託者に対象者を通知。</p> <p>講演会や研修会に参加し、各地区の現状と課題を把握し、対応の検討と実施につなげる。</p>
-------	---	--	--

※受託者と町は、委託業務から得られた情報を協議することで、委託目的を達成するために協力することとする。

※全事業内容の対象者に「高齢者等のフレイル予防」を普及し、後日の問い合わせ対応は、受託者および町が対応する。

### 3. 企画提案参加資格

参加者は、次に掲げる事項をすべて満たす事業所及び団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業所及び団体であること。
- (2) この告示の日から協定締結日までの間に、県、市町村から指名停止等の措置を受けたことがない事業所及び団体であること。
- (3) 県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

### 4. 手続き等

本公募型プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとします。

- (1) 担当部署(提出・お問い合わせ先)

本山町役場健康福祉課 (担当：川村)

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山636

電話 0887-70-1060 FAX 0887-70-1038

メールアドレス kenkou@town.motoyama.lg.jp

- (2) 資料配布及び閲覧

令和6年6月28日(金)から令和6年7月12日(金)

受付(受付時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

資料配布を希望する事業者の方は、必ず受領印(認印可)と名刺を持参して下さい。

### (3) 質問の受付及び回答

提出期限：令和6年7月3日（水）午後5時15分まで

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：様式1「質問書」により、FAX又は電子メールにて提出すること。

回答日：令和6年7月5日（金）

回答方法：FAX又は電子メールにて回答

### (4) 企画提案書等の提出

提出期限：令和6年7月12日（金）午後5時15分まで（必着）

（受付時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

提出部数：原本1部、副本5部とする。

提出場所：上記（1）に同じ

提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できるよう措置を講じて下さい。

また、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## 5. 提出書類

提出する書類は、次に掲げるものとします。

- (1) 応募申込書（様式2）
- (2) 企画提案書（様式3）
- (3) 会社概要
- (4) 過去（3年分）の事業実績（様式4）
- (5) 見積書（任意様式）
- (6) 登記事項証明書
- (7) 前年度の県税及び市町村税の納税証明書

## 6. 企画提案の選定

提案者の選定は、選定委員会を設置し、上記「5」の書類について審査を行い、本業務について最も適切なものを選定する。

- (1) 企画提案書等の評価項目

企画提案書に関する評価は、別表の各項目について総合評価方式により行う。

(2) 企画提案書等提案課題及び評価項目

提案課題及び評価項目は次のとおりとする。

提案議題	評価項目
実施内容について	運営管理体制について
高齢者への期待される効果について	高齢者への配慮について

(3) 結果の通知及び公表

選定した企画提案書の提出者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

7. 契約の締結

選定業者と本山町は、運営業務に関する詳細を協議のうえ契約を締結する。

8. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

9. その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

10. 問い合わせ先

上記「4(1)」とする。